

令和6年度液化石油ガス設備士試験（都道府県知事が行わせることとした試験）の実施公告

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第104条第5項の規定に基づき、令和6年度液化石油ガス設備士試験の実施について

令和6年5月27日

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル
特別民間法人高圧ガス保安協会
会長 近藤 賢二

1. 試験日時

(1) 筆記試験 令和6年11月10日（日） 午前9時30分開始

(2) 技能試験 令和6年12月1日（日）または令和6年12月2日（月）

液化石油ガス設備士試験技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間
なお、受験者数によって、技能試験を複数回に分けて実施する場合がある。

2. 試験地

(1) 筆記試験 別表の左欄に掲げる試験地

(2) 技能試験 液化石油ガス設備士試験技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

3. 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

4. 受験申請の受付期間

(1) 電子申請によるもの

令和6年8月19日（月）午前10時から令和6年9月4日（水）午後5時まで、受付期間中、24時間受け付ける。

なお、別表の左欄に掲げる試験地に関係なく、すべて高圧ガス保安協会のホームページ（<https://www.khk.or.jp>）上で受け付ける。

(2) 書面申請によるもの

令和6年8月19日（月）から令和6年9月2日（月）まで

郵送による場合は、令和6年9月2日（月）までの消印のあるもの（料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては、令和6年9月2日（月）までに到着したもの）に限り受け付ける。

5. 書面申請による受験願書の提出方法及び提出先

(1) 受験願書の提出方法は、郵送（簡易書留郵便又は書留郵便）又は持参とする。

(2) 別表の左欄に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。

6. 受験手数料

電子申請 22,700円 書面申請 23,200円

7. 受験案内書の配布等

(1) 電子申請によるもの

電子申請に必要な受験案内書は、令和6年7月8日(月)から高圧ガス保安協会のホームページ (<https://www.khk.or.jp>) に掲載する。

(2) 書面申請によるもの

書面申請に必要な受験案内書は、令和6年7月8日(月)から受験を希望する試験地の担当事務所において無料で配布する。受験案内書を郵送により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。

8. 合格基準

合格基準点は、筆記(各科目)・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

9. 受験上の注意

(1) 試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ、必ず持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票への写真無貼付の場合は、受験できないものとする。

(2) 試験問題用紙は答案用紙提出時に回収するものとする。

(3) その他の受験上の注意にあつては、受験案内書を参照のこと。

以 上

別表

試験地	試験の種類	試験地	試験の種類
北海道 札幌市、函館市、室蘭市、旭川市、網走市、青森市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都(23区、大島町、三宅村、八丈町、小笠原村)、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	液化石油ガス設備士免状に係る液化石油ガス設備士試験	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県、山口県、島根県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県(本島、宮古島市、石垣市)	液化石油ガス設備士免状に係る液化石油ガス設備士試験